

日本学術会議公開シンポジウム
女性の政治参画をどう進めるか？



趣旨説明

三浦 まり

日本学術会議と女性の政治参画

2016年11月12日(土) 13:00~16:30
於:日本学術会議講堂
(入場無料・事前予約不要)

ジェンダーの視点から 選挙制度を問う

公開シンポジウム
女性参政権70周年記念

◆開会挨拶 (13:00~13:15)
伊藤公雄 日本学術会議第一部会員・京都大学教授
斎藤純一 早稲田大学教授・日本政治学会理事長

◆第一部 選挙制度と女性の政治参画 (13:15~15:00)
司会) 連藤薫 日本学術会議第一部会員・学習院大学教授
三成美保 日本学術会議第一部会員・奈良女子大学副学長
監会) 小林良彰 日本学術会議連携会員・慶應義塾大学教授 政治における男女共同参画を推進する方策
三浦まり 止智大学教授 選挙制度におけるジェンダー バイアス
ケネス・モリ・マックウェイン 東京大学准教授 ウォータは合憲か違憲か? - 憲法典の比較政治学分析
糠塚康江 日本学術会議第一部会員・東北大学教授 選挙と立法者による制度形成
討論者) 宮本鏡子 元千葉県知事 元参議院議員
申キヨシ 和歌の水女子大学准教授

◆第二部 選挙制度を問う (15:15~16:25)
司会) 後藤弘子 日本学術会議第一部会員・千葉大学教授 / 伊藤公雄 / 三浦まり
各党関係者

◆開会挨拶 (16:25~16:30) 後藤弘子

●主催: 日本学術会議社会科学委員会ジェンダー政策分科会 / 法学委員会ジェンダー法分科会 / 政治学委員会政治過程分科会 / 日本政治学会ジェンダーと政治研究会
●会場: 日本学術会議講堂 東京都港区六本木7-22-34 地下鉄千代田線乃木坂駅下車すぐ
●図は1945-46年の資料 出典: 女性と政治センター編選アーカイブス
●問い合わせ先: nrog@faculty.chiba-u.jp (※を@に変えてください)

日本学術会議公開シンポジウム

平成30年5月に「政治分野における男女共同参画推進法」(平成30年法律第22号)が制定・施行されました。
この法律は、国会議員の選挙においては、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、政党その他の政治団体は、所屬する男女のそれぞれの公認の候補者の数について目標を定めるなど、自主的に取り組むよう努めるとしています。
この法律を踏かすために、法律に掲げる理念を社会に浸透させつつ、政党の勢力を促す環境を整えることが、いまこそ必要です。
本日のシンポジウムでは、選挙の観点から本法律の意義を明らかにするとともに、「男女がともにつくる民主政治」の未来を展望したいと思います。

男女がともにつくる 民主政治を展望する

—政治分野における男女共同参画推進法の意義—

2019年 4月6日(土)
13:30~17:00
場所: 日本学術会議講堂
参加無料・事前予約不要・
託児あり

第一部 政治分野におけるポジティブ・アクションの意義
第二部 政治分野における男女共同参画推進法を育てる(パネル・ディスカッション)

主催: 日本学術会議法学会委員会ジェンダー法分科会
■共催: ジェンダー法学会、明治大学法科大学院ジェンダー法センター、クオータ制を推進する会(略称: Qの会)、科 研究基金研究C「ポジティブ・アクション実効化のための理論的・比較政策的研究」(研究代表: 辻村みよ子)
■後援: パリテ・キャンペーン実行委員会、お茶の水女子大学ジェンダー研究所「東アジアにおけるジェンダーと政治」研究プロジェクト、科研究基金研究C「憲法学における共時的なコミュニティ・モデル構築のための基礎研究」(研究代表: 糠塚康江)、同基金研究B「女性の政治参画の障壁: 国会議員・県選への郵送・ヒアリング調査」(研究代表: 三浦まり)

SHINZANSHA BOOKLET

辻村みよ子・三浦まり・糠塚康江 編著

女性の参画が 政治を変える

—候補者均等法の活かし方—

三成美保 中川正春
辻村みよ子 野田聖子
三浦まり 福田朋美
糠塚康江 神本みえ子
大山礼子 矢田わか子
武田宏子 竹谷とし子
申琪榮 田村智子
川橋幸子 行田邦子
紙谷雅子
廣瀬真理子
吉田克己

信山社
SHINZANSHA

プログラム

第1部 改正法を活かす

第2部 各国のクォータ事情

第3部 推進法の役割と今後の課題～議連幹部との議論

日本学術会議
公開シンポジウム

女性
の政治
参画を
どう進
めるか？

総会司会：三尾裕子（慶應義塾大学文学部教授）
閉会の挨拶：南野佳代（京都女子大学法学部教授）／林伴子（内閣府男女共同参画局長）
趣旨説明：三浦まり（上智大学法学部教授）

【第一部】改正法を活かす

司会：三成美保（奈良女子大学大学院生活環境科学系教授）

大倉沙江（筑波大学人文社会科学部助教）／江藤俊昭（大正大学社会学部社会学系教授）
「地方議会におけるハラスメント防止に向けて」

永野裕子（豊島区議会議員）
「地方議会の環境整備について」

内藤忍（独立行政法人労働政策研究・研修機構副主任研究員）
「改正法におけるハラスメント対策・両立支援の規定を活かすための施策」

武田宏子（名古屋大学大学院法学研究科教授）
「イギリスからの示唆：候補者選定過程を中心に」

【第二部】各国のクォータ事情

司会：大串和雄（東京大学大学院法学政治学研究科教授）

糠塚康江（東北大学名誉教授）
「フランスからの示唆」

申瑛榮（お茶の水女子大学ジェンダー研究所教授）
「韓国からの示唆」

遠藤貴（東京大学大学院総合文化研究科教授）
「アフリカからの示唆」

【第三部】推進法の役割と今後の課題

司会：三浦まり
報告：中川正春（衆議院議員）／土屋品子（衆議院議員）／矢田わか子（参議院議員）
閉会の挨拶：大沢真理（東京大学名誉教授）

政治分野における男女共同参画推進法は施行から3年後の2021年に改正され、政党の努力義務内容の充実化（候補者選定過程の改善、人材育成、セクハラ・マタハラ防止）、国・地方公共団体・議会の環境整備等に関する義務規定、セクハラ・マタハラ防止等が盛り込まれた。また、政府の「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」は、国会議員候補者に占める女性の割合を、2025年までに35%以上にするよう政党に要請し、同期間に地方選挙でも女性候補者の割合を35%以上としている。しかしながら、2021年の総選挙では女性議員が2人減るという結果に終わった。本シンポジウムは女性の政治参画を進めることを目的とする改正法の実効性を高めるための施策及び積み残し課題について、諸外国等の事例を参照しつつ議論する。

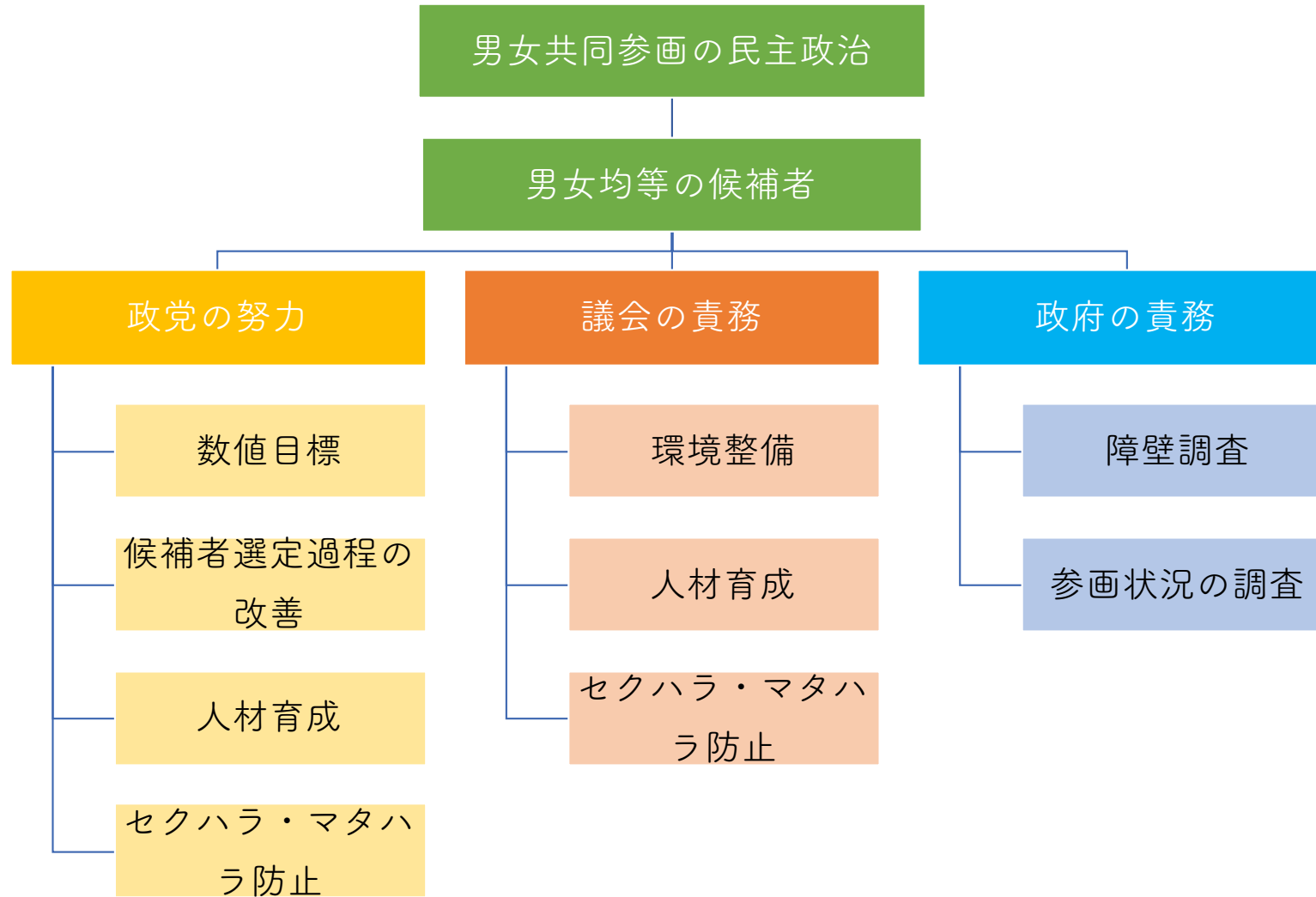
【日時】令和4年3月13日（日）13:30～17:30
オンライン開催（Zoom webinar）※要事前申込・登録制（参加無料）
参加申し込み https://sophia-ac-jp.zoom.us/webinar/register/WN_2VBCr4n5QkCjgBYwrOT5Wg



【主催】日本学術会議法学会ジェンダー法分科会、政治学委員会比較政治分科会、
社会学委員会ジェンダー研究分科会、第一部総合ジェンダー分科会
【後援】内閣府男女共同参画局、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会、ジェンダー法学会
【協力】科研費（研究課題番号：18H00817、代表：三浦まり）



候補者男女均等法の構図



IPUジェンダー平等点検に向けて

Women's Day 2022

※三月八日は、国連が定めた「国際女性デー」です。ジェンダー平等を考える記事を随時掲載します。

ジェンダー平等とともに
国際女性デー 2022

国会 変革

まず自主点検から

ジェンダー (gender) 身体の特徴など生物学的な性差 (sex) ではなく、社会的・文化的につくられた性差のこと。「男は仕事、女は家事育児」といった性別による役割分担もその一つ。世界的に「ジェンダー平等」が重要な政策課題とされ、国連の「持続可能な開発目標 (SDGs)」にも盛り込まれている。

※衆参両院の事務局調べ	女性比率 (%)
衆議院	9.7
参議院	23.1
国会議員	9.4
正副議長、常任委員	15.2
会の委員長など	35.9
国会職員	約36
衆議院	17.6
参議院	24.7
政策担当秘書	

議連会長の中川正春衆院議員 (立憲民主) は二十五日、細田博之衆院議長と面会し、自主点検の実施を要請。細田氏は「進めていくべきだと思う」と前向きな姿勢を示したという。中川氏は「ジェンダーの視点で国会を点検し、問題点を共有することが必要。国会には一般社会と同じ問題が凝縮されている」と訴える。点検は日本も加盟する国

国会の女性参画が停滞している。昨秋の衆院選 (定数四六五) の当選者に占める女性比率は9.7%の四十五人で、二〇一七年の前回を下回り、一割を割り込んだ。国会や地方議会でも女性議員の増加を目指す「政治分野の男女共同参画推進法」の制定を主導した超党派の議員連盟には危機感が拡大。打開策として、国会がジェンダー平等の視点から課題を再認識するため、諸外国が取り入れている世界基準の自主点検 (内部監査) を実施するよう声を上げている。(柚木まり)

世界基準で課題認識を 超党派

議連休保族 する事男づ会一際 英国議会の自主点検を示された

東京新聞 2022.2.28

朝日新聞デジタル > 記事



ジェンダー平等点検、今国会中に報告書作成で合意

自民 立憲 公明 維新

横山翼 2022年3月10日 20時24分

シェア ツイート ブックマーク スクラップ メール 印刷

list 1

朝日新聞 2022.3.10 (ウェブ版)

IPU（列国議会同盟）作成の自己評価ツールキットについて

○「ジェンダーに配慮した議会 (Gender-sensitive parliaments)」※となることを目的として、効果的な自己評価を行うための手順や留意点等を示したもの

○自己評価に当たっては、開始前に目的を共有した上で、データに基づく議論を行い、長期的な視点を持った結果をとりまとめ、その後もフォローアップする必要があるとされている。

○英国がレポートを公表しているほか、IPUによりトルコ、ウガンダ、バングラデシュ、アルゼンチンの取組例が紹介されている。

【ジェンダーに配慮した議会とは】

- ・ 議会及び内部組織における男女の人数の平等を促し、達成する議会
- ・ 自国の議会に即した男女平等政策の枠組みを発展させている議会
- ・ あらゆる機能において男女平等が主流となっている議会
- ・ 女性の権利を尊重し、男女平等を促進し、男女を問わず議員のワークライフ・バランスの必要性に応える議会
- ・ 男女平等を追求する男性構成員による貢献を認識し、その上に立脚する議会
- ・ 男女平等の促進、達成のために政党が積極的な役割を果たすよう促す議会
- ・ 議会職員に男女平等を促進するための能力を与え、女性の管理職ポストへの採用、昇任を促し、男女平等が考えの中心をなすことを確約できる議会

議論のために有用とされているデータ

- ・ 男女別の国会議員リスト
- ・ 男女別の議会の指導的立場にある者のリスト
- ・ 男女別の委員会構成員のリスト(指導的地位(議長、副議長、その他の役職者を含む))
- ・ 男女別の議会職員のリスト(指導的地位を含む)
- ・ 議会の常任命令／内部規則
- ・ 議会で可決された男女共同参画に関する法律
- ・ 憲法と国の選挙法
- ・ ジェンダー平等に関する既存の国内行動計画
- ・ 主要政党の指導的立場にある男性と女性のリスト
- ・ ジェンダー平等に関する政府及び野党の方針又はプログラム 等

議論の際の確認事項の例とされているもの

女性の数や地位	法的枠組み	男女平等の主流化	議会文化、環境等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性を当選に導く要素、逆に障壁となっているものは何か ・ 女性参画率は十分か。参画促進のためにどのようなメカニズムがあるか <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ どのような男女平等を確保する法律があるか。その制定等手続きはどうなっているか ・ 政府や議会において男女平等を推進する法律や政策はあるか <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女平等に関する委員会等の組織があるか ・ ジェンダーの観点から法律や予算が作成されているか <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会において男女平等はどのように受け止められているか ・ 議会において性差別的なステレオタイプは存在しているか ・ 仕事と家庭を両立し得る環境か。十分な産休・育休が認められているか。その間投票権はどうなっているか ・ 差別やハラスメントに関するポリシーを有しているか。苦情相談体制はあるか <p>等</p>
男性との共同責任	政党	議会職員	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女平等は男性も責任の一端を担うべきものとして理解されているか ・ 男性議員は男女平等に関する公的見解を出しているか <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員を擁する政党はジェンダーに敏感とみなされ得るか ・ 政党における女性の参画状況はどうか。政党のガバナンス組織においてクオータ制は採用されているか <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会職員数は男女で均衡がとれているか。上級職員は男女平等に担っているか ・ 差別やハラスメントに関するポリシーを有しているか。苦情相談体制はあるか。 <p>等</p>	



ツールキット全体版は I P U ホームページにて掲載 →

